

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年11月6日(月)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
3番	山	本	喜	八郎
4番	中	西	義	晴
5番	吉	川	敏	彦
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	小	寺		均
10番	西	村		裕
11番	南		和	弘
12番	松	村	敏	彦
13番	林			勉
14番	田	口	洋	輔
15番	曾	束	竹	司
16番	南		秀	和
17番	内	田	孝	司
18番	小	森	保	豊
19番	茨	木		清
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

2番	村	田	正	己
6番	上	田	幸	子

(事務局長)

ご案内をしておりました時間になりましたので、平成29年第11回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。なお本日は、上田委員から欠席届を、村田委員から少し遅れるということでご連絡を頂いておりますのでご報告させていただきます。本日の出席委員につきましては、現在、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

(事務局長)

それでは議事に入ります前に、林吉一委員から一言お時間をいただきたいということですので、よろしいでしょうか。

(林吉一委員)

失礼いたします。この度は見舞いをいただき、まことにありがとうございます。わたくし、26日までちょっと入院を、体の調子が悪いので入院をさせていただいていました。この場をお借りして、お礼を申し上げたいと思ひまして。どうもありがとうございました。

(会長)

それでは、お手元の資料に基づきまして、議事を進めてまいりたいと思ひます。

本日の議案は、

- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定
について（利用権設定） 1件
- 非農地証明交付願について
（非農地証明） 1件
- 農地形状変更事業について
（農地形状変更事業） 1件

(会長)

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。11番の南和弘委員、12番の松村委員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）を議題といたします。受付番号44について、事務局説明願います。

(事務局長)

議事に入ります前に、さる10月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番 村田委員
10番 西村職務代理者
13番 林勉委員
14番 田口委員
15番 曾束委員
17番 内田孝司委員
事務局3名により実施しております。

(事務局)

それでは、表紙をおめくりいただき2枚目の議案第1号受付番号44をご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページのとおりです。

利用権の設定については、本日1件ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第1号受付番号44の案件につきまして、現

- (●●委員) 地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。
- (会長) 議案第1号受付番号44の説明と報告が終わりました。
この件についてご意見ご質問はございませんか。
- (●●委員) すみません。
- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) 93歳でも別に、年齢は関係ないんですか。
- (事務局) 今回の申請につきましては、代表で93歳のおじ
いさんが申請されているわけなんですけど、備考欄
にございますとおり、従事者3名と。この●●●●
さん以外に娘婿等が2人おられて、一緒に農業経営
されておるということで、問題ないと事務局の方は
考えております。
- (会長) ●●委員よろしいですか。
- (●●委員) はい。
- (会長) そのほか、よろしゅうございますか。よろしいで
すか。
- それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4
4の可否について、可とすることに賛成の委員さん
の挙手をお願いします。
全員挙手。よって、可とすることに決定します。
- 次に、議案第2号非農地証明交付願について（非

(会長)

農地証明)を議題とします。

受付番号1について、事務局説明願います。

(事務局)

(資料を用いて非農地証明の説明)

それでは、1枚おめくりいただき3枚目議案第2号受付番号1をご覧ください。内容については記載のとおりでございますが、こちら備考欄にありますように、農地法施行以前より宅地として利用していること確認。あわせてこちら、航空写真の方を昭和21年7月24日に撮影された航空写真の方をお配りさせていただいております。こちらで赤く丸くつけている所が今回の当該地でございます。1枚目が21年7月、1枚めくっていただいたら昭和36年5月ということですので。こちら赤く丸をつけておる所には、家らしき物が写っておりますので、先ほどの昭和27年10月21日前から宅地として利用されておったことが確認できるのではないかと考えていることでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、事務局から説明がありましたとおり、また、航空写真でも見ていただきましたとおり、現地確認をしましたところ、家が建っている状態でした。以上、報告を終わります。

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1の非農地として証明書を交付することについて、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定し証明書の交付をします。

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号3農地形状変更事業について(農地形状変更事業)を事務局報告願います。

(事務局)

(農地形状変更事業について説明)

それでは、1枚おめくりいただき4枚目、報告第1号受付番号3をご覧ください。内容については記載のとおりです。

備考欄にありますとおり、施工期間については10月2日から10月16日ということになっておりまして、事業のほうは終了しておるところでございます。所在地については、別添詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号3の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

もうすでに、工事の施工期間は終わっているということですが、この際何か、ご意見があったら賜りたいと思います。

(会長)

はい、●●●●委員。

(●●●●委員)

すみません、ちょっと確認でございますけれども、地目は田から現況畑となっておりますけれども、これ今後この地目はこの畑でいかはるのかどうやったかなと思って。また次も台帳は田で現況は畑でいかはるのか。この同じ案件が出てきたときにはどうなるのかと思って。現況畑であったら、地目も変えてもらわはるようになるのか、その辺をちょっと。

(事務局)

この手続きをしたことによって、現況の方は畑に変わるわけなんですけども、自動的にこの台帳地目の方が田から畑に切り替わるわけではなくて、法務局の方に地目変更の手続きをしていただかなくてはいけないとなっております、こういうような、田から畑に変わられる方に関しましては、窓口で田から畑に地目変更のほうをするように、指導のほうはさせていただいておるところでございます。

(●●●●委員)

指導か。

(事務局長)

ちょっと補足のほうをさせていただきますと、農業委員会の現地調査において、現状どうやったかというようなことが、ひとつこの議案書のほうに記入をさせていただいております。現状もうすでに、湿地解消されて盛土をされているというところでありますので、この議案書の中ではあくまでも現況としては畑、台帳の登記地目としては田であるというような形で表現をさせていただいております、あと本登記のほうにつきましては、地目変更をご本人さんが今後はすべきところではありますが、なかなか現状されていないというところが現状ではあるのかなと思うんですけど。あくまでも、農業委員会の農地

(事務局長)

台帳としての整理としては、台帳上の地目は田ということで、現況は畑という形で台帳管理はさせていただいております。

(会長)

●●●●委員、よろしいですか。

(●●●●委員)

よろしい。はい。

(会長)

そのほか、ございませんか。よろしいですか。

ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した審議と報告は終わります。

午後1時51分 終了
